

施運第1132号
平成29年3月14日

各関係団体の長様

北海道保健福祉部福祉局施設運営指導課長

介護給付費算定に係る体制等に関する届出様式の改正について（通知）

このことについては、平成27年3月31日付け施運第1036号により通知したところですが、平成29年4月から介護職員処遇改善加算が拡充されることに伴い、次のとおり様式を改正したのでお知らせします。

記

1 国通知

「「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について」（平成12年3月8日老企第41号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の一部改正について（平成29年3月9日付け老振発0309第1号、老老発0309第1号）」

2 改正内容

平成29年4月から介護処遇改善加算が拡充されることに伴い、新たな加算区分が設けられたことによる様式の改正

これまでの加算I、II、III、IVをII、III、IV、Vに変更し、加算Iを創設

様式	改正前	改正後
別紙1	なし、加算I、加算II、加算III、加算IV	なし、加算I、加算II、加算III、加算IV、加算V
別紙1-2		
別紙1-3		

3 改正された様式

（1）道所管

- ・別紙1 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援）

- ・別紙1-2 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護予防サービス・介護予防支援）

（2）市町村所管

- ・別紙1-3 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス）

4 ホームページへの掲載

様式は当課ホームページにも掲載しています。

（アドレス）

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/shitei/kyufuhiyoshiki.htm>

5 届出に当たっての留意事項

(1) 届出が必要な場合

- ・加算を取得していたが、新たに加算Ⅰを取得する場合
- ・加算を取得していなかったが、新たに加算を取得する場合
- ・従前の加算区分から変更となる場合 (H28：加算Ⅱ→H29：加算Ⅱ)

※介護給付費算定に係る体制等届出書(別紙2)の「変更前」、「変更後」は、新旧の加算が分かるよう変更後の加算は必ず新加算区分を記入する。

(記載例：H28 加算Ⅰ→H29 加算Ⅰ、H28 加算Ⅱ→H29 加算Ⅰ 等)

※平成29年4月1日算定開始の介護職員処遇改善加算に係る届出は、その他の加算とは別に介護職員処遇改善加算単独で、平成29年4月15日までに提出する。

(2) 届出が不要の場合

- ・従前の加算区分から変更がない場合 (H28：加算Ⅰ→H29：加算Ⅱ)

事業指定グループ
主査(介護) 担当：北原
TEL 011-204-5935 (直通)
FAX:011-232-1097
MAIL kitahara.jun@pref.hokkaido.lg.jp